

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションでは、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）が、オンライン資格確認によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、訪問看護に関する計画的な管理を行うことを地方厚生局に届け出を行い、これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として以下の定められた額を所定額に加算いたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円（月 1 回）

関係する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有している。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 「3」の掲示事項について、自社が管理するウェブサイトに掲載している。

2025 年 9 月 1 日

医療法人朋寿会

訪問看護ステーション 福の里 花乃邸